

# 八街づくりなごや

●平成23年8月10日発行  
●名古屋市建築協定連絡協議会  
●事務局/名古屋市住宅都市局建築指導課内  
〒460-8508名古屋市中区三の丸3-1-1

建築協定 第20号



## 第十六回 名古屋市建築協定連絡協議会総会を開催

平成二十三年五月二十八日(土)、アイリス愛知において、名古屋市建築協定連絡協議会平成二十三年(第十六回)総会を開催し、更新地区を含む二十五地区の出席がありました。第一部では、活動



報告として、「平成二十二年(第十五回)活動報告」がなされました。また、第一号議案「平成二十三年活動計画(案)及び、第二号議案「平成二十三年建築協定連絡協議会役員補充選任(案)」の審議が行われ、いずれも原案どおり議決されました。  
第二部では、講師に名古屋都市センター専任研究員の杉山正大氏をお招きし、「名古屋のまちづくりの歩み〜歴史観察の楽しみ〜」をテーマにご講演頂きました。(2・3面に掲載)

### 第一部 総会

#### ■日常から協定活動の活性化が大切

名古屋市建築協定連絡協議会会長 伊藤政行

名古屋市の建築協定連絡協議会総会は、平成八年から今回で十六回目となり、私は平成二十年から会長をやらせていただき、今年で四年目となります。

平成八年の本協議会の立ち上げのときには二十六地区でしたが、現在では四十二地区と大きく増えております。協定地区の皆さまには、地区内で紛争が起こった時だけ建築協定の活動が行われるということではなく、いかに組織を活

性化していくかという事に意識を置いて、建築協定についての日常活動を大いにやっていただきたいと思えます。  
協議会役員も役員会の開催など決まったことだけでなく、事前協議やPRにも力を入れてやっていきたいと考えております。  
いずれにしても、協定地区の皆様方のご協力がありまないと、建築協定の活性化はしませんので、皆さまのご支援とご協力をお願いしたいと思っております。

#### ■災害時にも日常の街づくり活動が有効 住宅都市局建築指導部長 伊藤 誠

三月十一日に発生した東日本大地震により、現在もまだ多くの方々が避難生活を強いられています。これまでの経験では、このような大災害に見舞われたときにも、日常からの街づくり活動が役に立ちます。阪神大震災では、被災前から街づくり活動をしていた地区は復興が早かったそうです。近隣とのつながりにより相互扶助が円滑に行われることはもとより、街づくり活動の経験が

#### 平成23年度 協議会役員

役職	氏名	地区名等
会長	伊藤 政行	味鋺東地区(北区)
副会長	鬼頭 國二	みどりヶ丘東地域(緑区)
副会長	島本 昌彦	みどりヶ丘北地域(緑区)
幹事	齋藤 勝	徳川一丁目ノ町地区(東区)
幹事	河本 一郎	鳴海町南荘(緑区)
幹事	藤澤 健一	鳴子町5丁目東地区(緑区)
幹事	榊山不二夫	滝子町(昭和区)
顧問	住宅都市局建築指導部長	

#### 平成23年度 協議会活動日程予定

活動内容	実施時期
第1回役員会	平成23年4月
第16回総会	平成23年5月
機関紙づくり	平成23年5月~8月
第2回役員会	平成23年6月
機関紙の発行	平成23年8月
第3回役員会	平成23年8月
勉強会	平成23年9月~11月
第4回役員会	平成23年10月
建築協定PR活動	平成23年11月~12月
第5回役員会	平成24年1月
全地区委員長会議	平成24年3月
第6回役員会	平成24年3月

※ 協定ニュースレター発行 (随時)

ら、復興に早く取りかかることができると思われます。皆様方は、まさにその活動の実践者であり、敬意を表します。

現在、名古屋市では四十二の建築協定がありますが、締結協議中である地域もいくつかあると伺っております。

皆様方のそれぞれの地区とこの連絡協議会の活動が益々盛んになり、魅力あるまちづくりが実現しますことを希望いたします。

#### ■平成二十三年(第十六回)活動計画

総会にて、次のように二十三年度の活動計画が提案され、承認されました。

一 会員間の情報交換、啓発活動として、総会・勉強会・全地区委員長会議を実施し、また機関紙、ニュースレターの発行を行なう。

二 各地区への連絡協議会の協力として、紛争トラブル解決のための協力、新規締結、更新手続への協力を行なう。

三 建築協定のPR普及活動として、事前協議制度徹底のための活動、一般市民へのPR、普及活動を行なう。

活動日程は左表に示しますが、具体的活動については幅広く会員の意見を取り入れて実施します。

講演会

# 名古屋のまちづくりの歩み

## 歴史観察の楽しみ

名古屋都市センター 専任研究員 杉山 正大氏



第二部では、都市計画の専門家として、長年にわたって名古屋市のまちづくりに携わってこられ、現在、名古屋都市センターにて都市計画史の編纂に従事されている杉山正大氏をお招きして、「名古屋のまちづくりの歩み」歴史観察の楽しみ」をテーマとする講演会を開催しました。

建築協定は、市民が身近に参加できるまちづくりの一つでもあることから、私たちが住むこの名古屋のまちづくりについて、今日までの歴史や経緯を理解できれば、より活動の励みになると考え、今回の講演会を企画したものです。

### 講演概要

建築史家や小説家・芸術家たちのユニークな活動で知られる「路上観察学」の視点で作成いただいたスライドとその解説により、歴史を楽しむ観点で名古屋のまちづくりを紹介いただきます。

講演の内容は、①古代からの歴史とその変遷を辿り、どのように現在の名古屋のまちづくりがなされてきたのか。を中心に、②これからのまちづくりの方向、③まちづくりを進めるうえで建築協定の役割、などについてお話しいただきました。

以下に、当日の興味深いお話しの一部をスライド順にそって紹介します。

### 講師プロフィール

名古屋市中村区生れ  
東京大学工学部都市工学科を卒業され、名古屋市に入庁、総務局を経て、都市計画に係る要職を歴任  
住宅都市局市街地整備部長を最後に定年退職され、現在、名古屋都市センター専任研究員としてご活躍

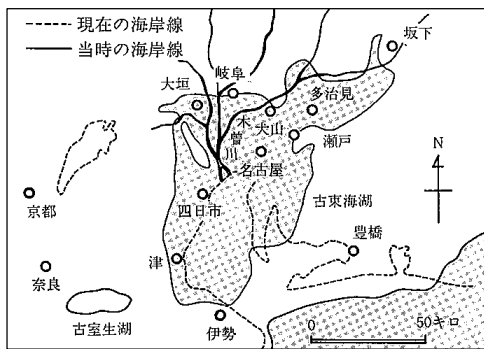
## 1

### 近代都市計画以前の名古屋

#### 【古代】伊勢湾は、岐阜付近まで広がる湖(左図)

縄文時代に日本で発生した海水面の上昇(縄文海進)により、古代の尾張地域は海面下だったことを、既に江戸時代には把握されており、枇杷島、津島、長島などは文字通り「島」だったことが資料に残されています。

また、東京縄文時代の社寺は、台地縁辺部に立地していたとされる説と同じように、名古屋のシンボルである「名古屋城」は熱田層という台地の北端、「熱田神宮」はその南端で沖積層(谷部に堆積した地質学上最新の地層)と接しています。



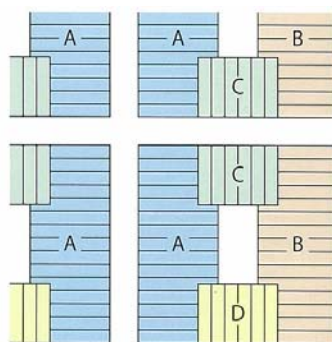
#### 【中世】名古屋に、多くの「荘園」が開設

平安から室町時代にかけては、貴族や社寺の私的な領有地である「荘園」が、現在の地名(那古野、八事、鳴海、小田井、則武など)を数多く残すかたちで立地していました。その中でも西部に位置する富田荘(戸田荘)は、教科書にも記述されるほど歴史的に有名なものです。

#### 【近世】碁盤割区画の城下町

3間道路による碁盤割区画で形成されていた城下町を襲った万治の大火を契機に、堀切筋(長者町)久屋町(が道幅3間から13間に拡幅されました。

碁盤の道は、南北を「通」東西を「筋」(大阪は逆)と呼ばれ、これらに囲まれる整形の街区は、中心部に会所地をもつキネ型町割(下図)を形成していました。一つの街区は最大4つの町(A~D)に分かれ、一つの町は道を挟んだ両側で形成されており、これが町名区分の原型となっています。

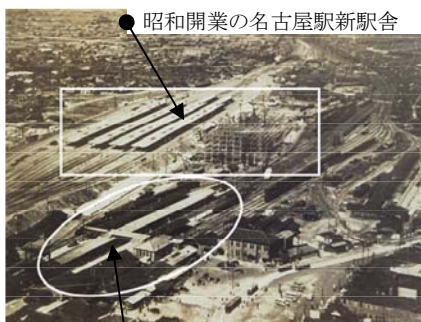


## 2

### 近代への脱皮

#### 【鉄道駅、名古屋駅前区画整理と桜通の整備】

明治以降、都市の構造に大きな影響をもたらしたのが鉄道です。名古屋駅に次いで千種駅が開業されると、双方を繋ぐかたちで碁盤割の幹線道路が東西に延伸(現在の広小路通及び国際センター付近から名古屋駅への斜めの道路)されました。当初の名古屋駅は、現在の笹島付近にあり、その後昭和12年にほぼ現在の位置に移転しています。(下写真)



なお、新駅舎前の桜通は、戦前の土地区画整理から戦後の復興土地区画整理事業へと引き継がれ整備されたものです。現在にも見られる銀杏並木の2列の分離帯は、当時の牛馬車と自動車を分離するためのもので、少し前に整備された大阪の御堂筋にならっています。

### 【市電路線の拡大と廃止】

名古屋市内でかつて走っていた市電は、明治時代に主に名古屋電気鉄道(現名鉄)によって建設が開始されました。なかでも最初の久屋町〜笹島町区間は、日本では京都に次ぎ2番目に開通された路面電車です。その後、路線網の拡大は、大正から昭和の時代へと続きましたが、一部路線においては、戦前から廃止が始まり、昭和49年3月をもって市内を走る市電が姿を消しました。

### 3 都市計画制度の誕生

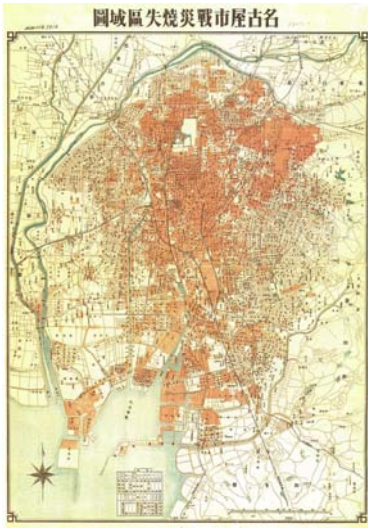
#### 【大正末期に最初の用途地域や街路を指定】

大正9年に都市計画法が施行され、その後まもなく、建築協定との関係が深い用途地域制度が始まりました。当初は商業・住居・工業という大きな区分だけのもので、商業地域には現在の中心地の他に、市西部と港の一部(遊郭)が飛地的に指定されていました。また、同時期に最初の街路網も計画されており、環状線を始めとした現在の幹線道路の骨格のおおむねがこの時代に描かれていました。

### 4 復興都市計画と区画整理

#### 【一〇〇メートル道路と平和公園の整備】

名古屋市は、戦時中の38回の空襲により、市域の約四分の一が焼失(左図の濃い部分が焼失範囲)しました。その中、終戦間もない昭和21年3月には、復興計画の基本が示され、戦後の復興都市計画を原型として今日のまちづくりへ繋がられました。



当時の土地区画整理事業の範囲は、東京の3倍以上、大阪の約2倍の規模を有し、2本の百メートル道路(現在の久屋大通り、若宮大通り)と新堀川の空間により、大火災の延焼を防止するものとして計画されています。また、現在の平和公園は、この土地区画整理事業による墓地の移転先として、事業区域から飛地的に東部丘陵地に配置されたものです。



スライドと解説による講演の様子



### 5 地下鉄計画の変遷

#### 【戦前から地下鉄を計画】

高速度鉄道(地下鉄)は、早くも戦前から計画されていましたが実現できず、戦後の昭和25年の都市計画決定を経て整備が始まりました。当時の計画では、東山線は、名古屋駅東部において錦通り中央部を鉄道敷とする高架で、国鉄名古屋駅の零番線ホームを使用することになっていましたが、その後に変更され現在の地下式で整備されました。

### 6 都市高速道路計画の変遷

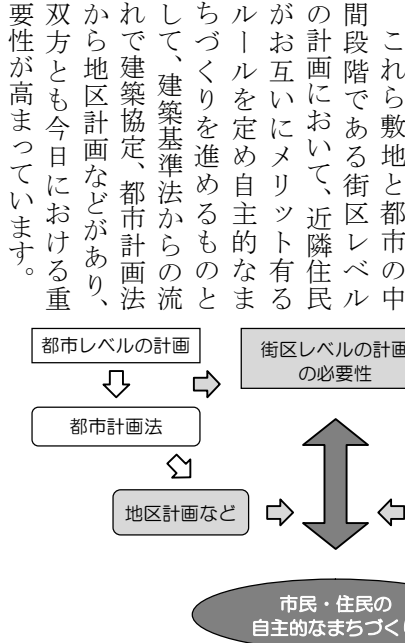
#### 【時代の流れに合わせた計画変更】

都市高速道路計画は、昭和45年の都市計画決定を経た後、その時どきの事業に対する情勢に応じて計画を見直しながら、整備が進められてきました。今日の都心ループ(中心部の外周ルート)は、当初2層式の双方向であったものを一方通行に、また名古屋ICへ向かう路線のルートや構造等が変更されました。

### 7 建築協定の意義とこれからのまちづくり

#### 【街区レベルの計画としての重要性】

建築する際には敷地があり、その敷地レベルの計画として建物の用途や構造、敷地に対する配置などについて、建築基準法が定められています。一方、都市レベルの計画として道路や公園・下水道施設等の配置や事業化が都市計画法による合意形成のもと進められています。



#### 【これからは縮退化時代のまちづくり】

人口減少時代におけるまちづくりとして、名古屋市では駅周辺に生活施設を集約する駅そば生活の実現に取り組んでいます。また、地球環境問題や省エネに対処する「低炭素社会」、名古屋市が進める歴史文化のまちづくりなどの「都市の個性」、建築協定にみられる「参加と協同」に加え、「防災」の観点が、これからのまちづくりに重要と考えられます。

#### ☆☆感想☆☆

視覚的に楽しみながら興味深いお話を聞かせていただきました。もう少し詳しいお話しをと思う場面があるほど、中身の濃い多くの話題に触れることができ、充実した時間を過ごさせていただきました。

# お知らせ

## ■新任役員のお知らせ

今回の総会で、第二号議案「平成二十三年年度建築協定連絡協議会役員補充選任（案）」が承認され、新たに役員として榊山氏が就任されました。任期は、平成二十三年度のみの一年間となります。また、住宅都市局建築指導部長の伊藤氏が顧問に就任されました。

## ■新任役員の挨拶

（新任）榊山 不二夫（滝子町）

この度、名古屋市建築協定連絡協議会の役員に選任され、一言「挨拶申し上げます。」

私共、滝子町建築協定区域は平成二十年九月二十九日に認可を受けました。

建築協定を締結する運動に取り組みきっかけは、平成十九年三月、突然住宅地のご真ん中に九階建てのワンルームマンションが計画され、周辺住民が一致団結して反対運動を展開し、約一年半後にこの建設計画を断念させました。この住民運動を通じて、二度とこのような良好な住環境を破壊するような建設計画が起これないよう、「建築協定」を結び、この区域の三町内会に呼びかけ、「滝子町建築協定」を締結しました。

建築協定の理念は、「住民が居住環境や土地利用を自らの意志に基づいてつくりだしていこう、住環境は自分たちで守ろう、住民が主体になって街づくりをしよう」という趣旨です。

現在、名古屋市内には四十二カ所の建築協定締結地域がありますが、その多くは千種区、昭和区、瑞穂区のような旧来の住宅地と、緑区のような新興住宅地に集中しています。

低層の住宅地、高層マンション地域、商業施設の多い地域と、各地域には違った特色があり

ますが、そこにも多くの住民が住んでいます。それぞれの地域に住む住民が、建築協定の理念を生かした街づくりに取組めるように少しでもお役に立てるよう、努力する所存であります。

## ■協定の現況（平成二十三年六月末現在）

地区 四十二地区  
協定者 約四七〇〇人  
面積 約九十六万㎡

## ■協定地区の紹介

（平成二十二年八月～平成二十三年七月分）

### ○更新地区

#### 《なかのタウンハウス》

- 所在地 中川区助光二丁目
- 認可 平成二十二年八月十八日
- 有効期間 五年間（自動更新条項あり）

#### 《みどりヶ丘東地域》

- 所在地 緑区ほら貝二丁目・三丁目
- 認可 平成二十二年十月七日
- 有効期間 五年間（自動更新条項あり）

### ○自動更新地区

#### 《極楽三丁目地区》

- 所在地 名東区極楽三丁目
- 更新日 平成二十二年九月二十八日
- 期間 十年間

#### 《東井の元町》

- 所在地 瑞穂区井の元町
- 更新日 平成二十二年十月六日
- 期間 十年間

## ■更新を迎える地区

（平成二十三年六月末現在）

平成二十三年度に更新（自動更新を含む）を迎える地区は次の通りです。スムーズに更新手続きを行うために早めの準備を心がけるようにして下さい。（併記の日付は、協定期限を示しています。）

### 更新地区

- ・内方町 平成二十三年十一月七日
- ・若水・辰甫・田代地区 平成二十四年二月二十六日

### 自動更新地区

- ・大屋敷地区 平成二十三年七月十三日
- ・グローブガーデン野並南 平成二十三年七月三十日
- ・南明町三丁目 平成二十三年十月二日
- ・高社一丁目北地区 平成二十三年十二月二十日

## ■隣接地加入状況（平成二十二年年度）

- ・味鋺東地区 二件
- ・みどりヶ丘東地域 二件
- ・極楽三丁目地区 一件
- ・戸部町南部地区 三件
- ・みどりヶ丘南地域 二件
- ・みどりヶ丘萩ヶ丘 五件
- ・見附第一町内 一件
- ・萩ヶ丘西 六件

## ■現在検討中の地区

昭和区、瑞穂区、緑区において、新規締結に向けて検討中の地区があります。

## ■活動に対する「意見等」について

名古屋建築協定連絡協議会では、活動に対する「意見等」をお待ちしています。頂いた「意見等」については役員会にて検討のうえ、これからの活動へ取り入れていきたいと考えております。（事務局へお申し出下さい。）

## 事務局より

## ■事務局の異動のお知らせ

- （退任）高橋係長 堀江技師 坂倉技師
- （新任）武長係長 吉川技師 山口技師

## ■新任挨拶

（武長係長）

日頃は、本市建築行政にご協力とご支援を賜り、誠にありがとうございます。この4月に着任しました武長と申します。

着任して以降、5月には建築協定連絡協議会総会が開かれました。これまでの取組みや活動をお聞きするなかで、皆様の建築協定に対する想いを感じているところです。

建築協定を通じて、地域の皆様が主体となった、良好な街づくりを一層広げていけるよう、微力ではありますが、お役に立てればと思っております。今後共よろしく願っています。（吉川技師）

この4月から建築指導課で建築協定の仕事をさせていただくことになりました。精一杯お手伝いをさせていただきますので、よろしく願います。（山口技師）

今年度から、建築協定の担当をさせていただきます。わからないことばかりで、不慣れな点が多々あると思いますが、皆さまのお役に立てれば幸いです。

## ●編集後記●

街づくりなごや二十号をお届けします。今回の特集記事は、杉山正大氏の講演「名古屋のまちづくりの歩み」を紹介させていただきました。古代からの名古屋のまちの変遷を知ること興味深いものがあると思います。一読ください。

建築協定はまちづくりのための有力な手段です。現在、各地でまちづくり運動が活発化している中で、建築協定がもっと一般に理解され、活用されることを願うものです。

編集委員 鬼頭國二 藤澤健一